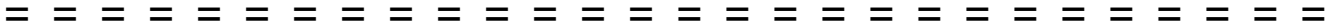




適度な運動を！！

2010年10月号

二戸労働基準署ニュース



岩手県最低賃金改定(時間額644円に)

岩手県最低賃金が改定され、平成22年10月30日から
時間額644円になります。

すべての事業主は、雇用する労働者(パート、アルバイト等も含む)に、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等を除いて、計算した時間あたりの賃金が、最低賃金の時間額以上となるように支払う必要があります。

なお、特定の産業には特定(産業別)最低賃金が適用になります。

メンタルヘルス対策

過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっています。

事業者のトップがメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨を表明していただき、実際にメンタルヘルス対策に取り組むに当たっては、まずは事業場外資源によるケアとして「メンタルヘルス対策支援センター」を利用し、メンタルヘルス不調の予防から早期発見、職場復帰等についての教育研修や情報提供を受けてみてはいかがでしょうか。

問合せ先：独立行政法人労働者健康福祉機構メンタルヘルス対策支援センター
(岩手産業保健推進センター内)

電話：019-652-1466 ホームページ：<http://www.mentaliwate.jp>

労働災害発生状況(平成22年1月～9月)

- ・ 死亡労働災害：1件(前年同期比 - 2件)
- ・ 休業4日以上：71件(前年同期比 ± 0件)

木の伐木作業時における労働災害が、最近目立っています。作業計画を策定し、安全で基本的な作業手順を励行してください。



二戸・久慈地域産業保健センターを活用してみませんか？

無料で健康相談に応じます。0195 23 4466まで

このニュースへのお問い合わせは 二戸労働基準監督署 0195-23-4131まで。

